

JForest

しんぶん

第78号

令和3年2月

編集・発行

西城町森林組合

TEL 82-2158

FAX 82-2549



組合員の皆様本年もよろしくお願い申し上げます。

皆様には、清々しく新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

平素は、森林組合事業運営につきましまして、格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本経済が落ち込み深刻な影響を受けております。そのような中、林業界におきましても住宅着工件数の減少により木材需要が、落ち込み、一時出荷量が4割程度まで制限となりました。今後先行き不透明な状況ですが感染防止を図り木材需給の動向に注視しながら危機を乗り越えて参ります。

近年は、大規模災害や風水害が頻繁に発生するようになり、山地における防災対策等が必要とされています。森林の持つ災害防止機能、水源涵養機能等への取り組みことの重要性が一層増しております。森林整備や治山治水対策に今以上の取組みが必要となつて参りました。そのためには、スギ・ヒノキの人工林伐跡地の再造林の推進に取り組む必要があります。平成30年度庄原市内での再造林率は、8%程度となつており

ます。西城町内で本格的な利用期を迎えている現在、再造林対策が急務となっております。昨年3月に西城町森林再生協議会を株式会社山崎木材・有限会社西城林産・伊折木材・株式会社日新・中国木材株式会社・立川林産株式会社と西城町森林組合で、再造林に対する山林所有者の負担金軽減を図り持続的な循環型林業の確立を行うことを目的として設立しました。再造林の推進を行うことにより林業の成長産業化と森林の適正管理を行い、併せて減災防災対策を図ることが重要と考えております。組合員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

政府は、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指して「グリーン成長戦略」を昨年12月25日にとりまとめられ成長が期待される14の産業分野の中には、建築物の木造・木質化や再造林を明記されました。エリートツリー（第2世代の精英樹）やセンシング技術を活用した再造林の推進による森林の若返りなどが明記されました。林業界に明るい兆しがさすことを期待したいと思っております。

西城町森林組合では、林業を支える後継者の確保及び現場技術者の育成を目的とした西城町森林組合林業後継者育成奨学資金

の創設を行いました。鳥取県に設立されている「にちなん中国山地林業アカデミー」で1年間専門的な研修を受けて頂くことが条件です。本誌において詳しくご紹介させて頂きます。ご活用お願い申し上げます。

例年1月下旬から2月中旬に開催しておりました懇談会でございますが先般通知させて頂きましたとおり本年度は、新型コロナウイルス感染拡大により皆様の健康を考えたうえで開催を中止させて頂きました。組合からの情報は、本誌にて提供させて頂きますのでよろしくお願い申し上げます。

西城町森林組合では、「今日よりも明日、明日よりも明後日と努力を積み重ね、日々進化をしていく組合、それが西城町森林組合」ファースト・コール・フォレストリー・ユニオン（何かあったら一番に声がかかる組合へ）を目指し日々進んでおります。これからも西城町森林組合をよろしく願い申し上げます。

結びに、現在直面している未曾有の課題を打破し、本年が皆様一人ひとりにとって、実り多き素晴らしい一年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。



西城町森林組合林業後継者育成奨学資金貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄原市西城町における林業後継者の確保を図るため、西城町森林組合林業後継者育成奨学資金（以下「奨学資金」という。）を貸与し、もって将来、西城町森林組合の中核を担うことが期待される人材を育成することについて必要な事項を定めるものとする。

(奨学資金)

第2条 代表理事組合長は、西城町森林組合職員採用内定者であり、林業大学校等（以下「学校」という。）に在学する者に対し、無利子で奨学資金を貸与することができる。

(奨学資金貸与人数及び年齢)

第3条 年間貸与人数を3名以内とし、就業予定時の年齢が原則35歳以下であること。

(貸与)

第4条 奨学資金は、貸与契約により別に代表理事組合長が定める年額を四半期に分割し4月、7月、10月、1月に貸与する。

(保証人)

第5条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、保証人（成年者）を2名つけなければならない。又うち少なくとも1名は、本人と独立した生計を営む者であること。

2 前項の保証人は、奨学資金の貸与を受けた者（以下「奨学生」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学資金の返還)

第6条 奨学生は、学校を卒業後、別に代表理事組合長の定めるところにより、これを返還しなければならない。

(奨学資金の返還の免除)

第7条 奨学生が学校を卒業後、別に代表理事組合長が定める期間、西城町森林組合に在職した場合は、奨学資金の返還を免除する。

2 奨学生が学校等に在学中若しくは在職中死亡した場合又は疾病若しくは障がいの事由により退学若しくは退職した場合は、別に代表理事組合長の定めるところにより、奨学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(奨学資金返還の猶予)

第8条 代表理事組合長は、奨学生が、次の各号の1に該当したときは、本人の申請により、その事由が存続する期間、奨学金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(1) 森林及び林業に関する知識及び技術を習得するため、より高度な教育を履修するこ

とになったとき

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学資金を返還することが困難であると認めるとき

(契約の解除)

第9条 奨学生が修学中疾病その他の事由により、学校卒業の見込みがないと認めるときは、貸与契約を解除することができる。学業成績又は素行が不良及び職員採用内定取消者と認められる者についても同様とする。

2 代表理事組合長は、前項の規定による処分をするときは、当該奨学生に対してその理由を示さなければならない。

(遅延利息)

第10条 奨学生は、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を払わなければならない。ただし、代表理事組合長はやむを得ない理由があると認める場合は、遅延利息を減免することができる。

(報告義務)

第11条 奨学生は、別に代表理事組合長が定めるところにより、修学に関し必要な事項を代表理事組合長に報告しなければならない。

(委任)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に代表理事組合長が定める。



☆山のこと、ご相談ください☆



- ・昔は自分で手入れしてたけど、今はもう体力的にも無理…
- ・植林してからかなり年月も経っているはずだけど、お金にするにもどこに相談したらいいかわからない…



- ・西城に山があるのは聞いたことがあるけど、今は西城に住んでないし山にも行ったことも見たこともない…
- ・先代が植林したのは聞いたことがあるけど、それ以上は聞いたことがない…



- ・次の世代に残してあげたいけど、境界も何もよくわからないから伝えようがない…



- ・手入れした方が良いのは分かるけど、具体的に何をどうすればいいのかわからない…



ご相談ください!!



境界や手入れのことなら経営計画を作って境界明確化をしましょう。

お金に替えたいというお話でしたら、山を見て皆伐か搬出間伐か提案させていただきます。

〇〇さんのお父さんはよく山の手入れをされてましたから、調べて図面をお渡ししますね。

組合のほうで山を調査してから、手入れの提案をさせていただきますね。



今田課長

「何をどう相談したらいいのかわからない…」という方もおられるかと思いますが、そういった方でもお気軽にご相談ください。皆様の悩みの形に添えるよう、また種々様々な山の状態に合わせて、より良い解決策の提案をさせていただきます。

森林経営計画の作成



森林経営委託契約という管理契約を結び、5年単位で施業の計画を立てます。施業自体はいろいろな補助金事業を活用して行いますので、所有者の費用面での負担を極力低減します。

滑係長

山の境界を確認し、測量杭打ちします。現地はもちろん、データ上でも境界が管理できますので、10年後にも境界の再現ができます。森林経営計画作成と併せて行います。

森林境界の明確化



解決策って何がある？

山の施業や境界のお悩みについては様々な解決方法が考えられますが、一番多い解決方法としては「森林経営計画の作成」と「森林境界の明確化」によってある程度は解決できます。

「森林経営計画」とは、山の管理計画のようなものです。森林組合が山の調査を行い、適切な手入れを検討し全般的な管理を行います。補助金事業を活用できるようになります。

「森林境界の明確化」とは、文字通り山の境界を明確にしていく作業です。測量や杭打ちも行いますので、将来にわたり境界の管理ができるようになります。

これら2つを組み合わせることで、長期的に山の管理ができるようになります。また、具体的な施業やタイミングは森林組合が考えますので、所有者の時間的負担は少なくて済みます。

これら以外にも、相談に来て下さった方に合わせて、時間的にお急ぎであればすぐに行える施業の提案をさせていただくこともあります。

森づくり事業



スギ・ヒノキの成長を促す「保育間伐」という作業です。人がセンサーを使って行います。

高尾技術員

間伐作業を行いつつ、間伐木を販売します。「手入れしつつお金にもする施業」といったイメージです。

搬出間伐



鉄岡技術員

収穫期を迎えた山の収穫作業です。立木を組合が評価・購入し、伐採します。

皆伐



これら以外にも、下刈や除伐といった手入れ作業、雑木の景観整備、様々な図面や山の資料提供など、なんでもお答えします。漠然としたお話でも構いませんので、

”ちょっと聞いてみよう、ぐらいの軽い気持ちでご相談ください。



畦畔・裏山の草刈りや、危険木でお困りでしょうか？

裏山の草



耕作地周辺



裏山の木



「裏山の草、放っておいたら木になるし草刈りしないとイケないけど、急な斜面で刈りにくいし・・・」「田畑の周りは毎年草刈りしないとイケないんだけど、体力的にも厳しいし・・・」「屋根に掛かりそうな木があるけど切り倒して処分するには大きいし・・・」

このようなお悩みをお持ちでしたら、ご相談ください。



相談・ご依頼



現地確認・見積



作業実施



完了・精算



- ・ご相談頂いたのち現地確認と見積のうえ契約し作業させていただきます。
耕地の維持管理や危ない木でお困りの際には、ご相談ください。

☆ お願い ☆

- 「御盆前までに」「稲刈りまでに」といったように実施時期のご希望があられる場合には、お早めにご相談頂けるとスムーズです。
- 依頼内容により見積もりや作業実施までにお時間いただく場合がありますのでご了承ください。
- 立木の伐採について、伐採木の販売をご希望の場合立地や樹種・本数によっては販売することにより機械経費等が嵩み却って負担が増す可能性もございます。その場合は販売せず処分する場合がありますので、予めご了承ください。

祝 表彰

令和2年度JForest全国森林組合代表者 大会表彰受賞者の決定について

開催について検討を進めていた「令和2年度JForest全国森林組合代表者全国森林組合代表者大会」は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み実施を見送ることといたしました。が、系統の発展に功績のあった方々を顕彰する大会表彰については、審査委員会（永田信委員長（大日本山林会会長））による審査を経て、表彰することと決定いたしました。

今日までの弛まぬご尽力とご研鑽に敬意を表しますとともに、心よりお祝いを申し上げます。



田村 愉裕 GL (林産班)
勤続年数 20年 (平成3年入社)

【令和3年1月20日発行 No.607森林組合 1月号掲載】

今後の活躍に益々期待します！！

祝

緑の雇用 三年課程修了



鉄岡 優志 技術員 (事務職)
(平成30年入社)



坂本 翔希 技術員 (造林班 作業員)
(平成29年入社)

緑の雇用事業 について



『緑の雇用』現場能力者育成推進事業という、新規就業者等の研修を行う林業事業体（森林組合・民間林業会社等）を支援する林野庁の補助金です。研修生は『緑の研修生』と呼ばれ、都道府県知事の認定を受けた林業事業体に雇用されることが条件です。

研修内容として、集合研修『林業作業士（フォレストワーカー）研修』を受け、高性能林業機械等の取扱い、安全について学びます。

研修プログラムは1年目、2年目、3年目とステップアップし、基礎知識・技能の習得から一人前の現場技能者として必要な能力を身に付けることを目的としています。

さらに就業経験5年以上で『現場管理責任者（フォレストリーダー）』、10年以上で『統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）』を受けて、現場の効率的な運営や統括管理に必要な知識・技能を習得しキャリアアップを図ります。

当組合も技術員が、研修対象者となり研修を受けながら日々キャリアアップを図っています。

現場の作業風景

安全に作業が行えるよう
注意して行っています。



境界確認、山林調査



地擦え・植付作業



選木作業



枝打ち作業



搬出間伐・皆伐作業



伐倒作業

※作業写真はほんの一部です。
この他にも民家裏の伐倒や畔の草刈り
など行っています。



【職員募集について】

1. 採用職種、募集人員及び応募対象者

職種	募集人員	応募対象者
現場管理及び一般事務	1名	採用日時点で35歳以下である者 高卒以上
現場技術職員（木材生産及び育林作業、測量業務、土木作業）	3名	採用日時点で40歳以下である者 高卒以上

2. 応募方法

ハローワークを通じて、西城町森林組合 総務課へ必要書類を提出ください。

3. 受付期間 令和3年2月17日（水）～令和3年3月10日（水）17：00まで

4. 選考方法 作文、面接

5. 選考日 応募者へ直接連絡いたします。

6. 労働条件 基本給 給与規定により支給

その他 各種手当支給

採用後、3か月間は試用期間として雇用します。

7. その他条件 普通自動車運転免許・準中型自動車免許（AT不可）

詳しくは、西城町森林組合総務課またはハローワークまでお問い合わせください。



組合員のみなさまへ

組合員の皆様、職員の安全を守るため ご理解とご協力をお願い致します。

西城町森林組合では、新型コロナウイルス感染予防として下記の取り組みを行っています。

ウイルス退散!!
スタッフみんなで対策しています!

- 1 マスクの着用
- 2 手洗いとうがい
- 3 検温
- 4 室内の消毒
- 5 定期的な換気

手洗いと咳エチケット
ご協力お願いいたします

新型コロナウイルス感染対策ポスター
無料配布中!
ポスターも無料配布中! QRコード(リーダー)で検索!



※来客者名簿の記入をお願いしています。記入していただいた個人情報は、適切に管理し目的以外には使用いたしません。



出資名義人の変更手続きについて

西城町森林組合定款第1章第10条の規定により、出資名義人が亡くなれば、名義変更の手続きを行わず、90日を経ちますと組合員の資格が喪失されます。名義変更手続きには、出資証券、認印、相続者である事が確認できる証明書(戸籍に記載される相続人確認)を持参してください。その時、配当先の振込先(農協)口座番号を調べてきてください。

尚、出資証券を紛失した場合は、再発行の手続きが必要です。早めに手続きをお願い致します。



お知らせ



<https://saijyo-shinrin.jp/>
西城町森林組合のHPができました。

編集後記

新型コロナウイルスのニュースが世に出始めてもうすぐ一年になるうとしていきますね。

本来であれば地区懇談会で組合の活動報告をお伝えする予定でしたが、感染予防対策として、開催を見送りました。

今回の森林広報では、組合の事業内容や様子をたくさん盛り込んでいます。気になることがありますたらお気軽に森林組合へご相談頂きたいと思えます。

引き続き、森林組合の組合活動へご理解とご協力をお願い致します。

